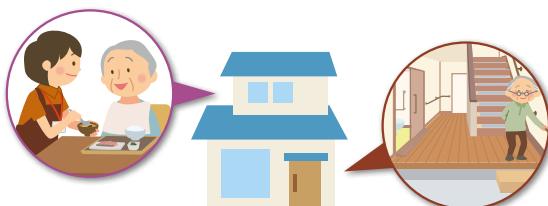


介護保険サービスの種類と費用

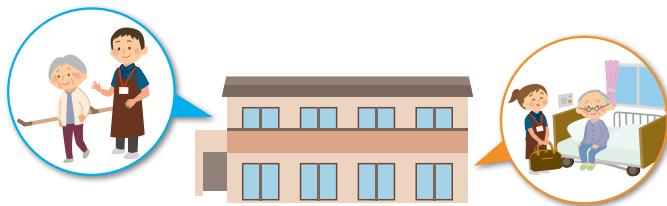
介護保険サービスには、自宅を中心に利用する「居宅サービス」、介護保険施設に入所する「施設サービス」があります。また、事業所のある市区町村にお住まいの方のみが利用できる「地域密着型サービス」があります。

介護保険サービスの種類

 **自宅を訪問してもらう**
▶P 28~29



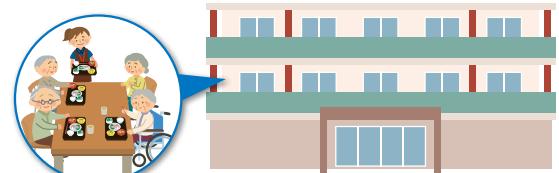
 **施設に通って利用する**
▶P 30~31



 **生活する環境を整える**
▶P 36~37

 **短期間施設に泊まる**
▶P 32

 **通いを中心とした複合的なサービス**
▶P 33



 **自宅から移り住んで利用する**
▶P 33~34

 **介護保険施設に移り住む**
▶P 35

各サービスの見方

利用できる要介護度を示します。

認知症の方が施設に通ってサービスを受ける

要介護
1~5
要支援
1・2

地域密着型サービス

認知症対応型通所介護
(介護予防認知症対応型通所介護)

認知症と診断された方が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。



このマークのついたサービスは地域密着型サービスです。
原則として事業所のある市区町村の住民だけが利用できます。

自己負担(1割)のめやす
[7~8時間未満利用した場合]

要支援 1	956円
要支援 2	1,067円
要介護 1	1,104円
要介護 2	1,224円
要介護 3	1,344円
要介護 4	1,464円
要介護 5	1,584円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

自己負担(1割)の費用をめやすとして掲載しています。
実際の自己負担は所得状況などにより1割、2割、3割のいずれかです。(▶P19参照)

※自己負担のめやすは標準的な地域のものです。実際の費用は、利用する事業者の所在地やサービスの内容、加算項目などにより異なります。また、加算項目は一部項目のみを記載しています。

【サービスを利用する前に】

ケアプラン(介護サービスの利用計画)または介護予防ケアプランを作成する必要があります。



介護サービス・介護予防サービスの利用について相談する

ケアプランを作成する

要介護
1～5

居宅介護支援

ケアマネジャーにケアプランを作成してもらうほか、安心して介護サービスを利用できるよう支援してもらいます。



ケアプランの作成および相談は無料です。(全額を介護保険で負担します)

※小規模多機能型居宅介護を利用する場合や施設に入所する場合は、事業者または施設にいる専属のケアマネジャーにケアプランを作成してもらいます。

要支援
1・2

介護予防支援

高齢者支援総合センターの職員やケアマネジャーなどに介護予防ケアプランを作成してもらうほか、安心して介護予防サービスを利用できるよう支援してもらいます。

● 変更ポイント

介護予防ケアプランの作成を、市区町村から指定を受けた居宅介護支援事業者へ依頼できるようになりました。(令和6年4月から)

介護保険制度

●介護保険・高齢者福祉関係ウェブサイトの案内



■ 墨田区公式ウェブサイト <https://www.city.sumida.lg.jp/>
区に関わる全般的な情報や各種ダウンロードサービスの情報などを掲載しています。



■ WAM NET (ワムネット) <https://www.wam.go.jp/>
独立行政法人 福祉医療機構が運営している、福祉・保健・医療の総合情報サイトです。



■ とうきょう福祉ナビゲーション <http://www.fukunavi.or.jp/>
東京都の介護サービス事業者の情報を掲載しています。事業者の検索もできます。



①自宅を中心を利用するサービス

自宅を中心を利用するサービス(居宅サービス)には、訪問をしてもらうサービスや施設に通うサービスなど、さまざまな種類があります。



自宅を訪問してもらう

要介護
1~5

訪問介護【ホームヘルプサービス】

ホームヘルパーに自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けます。

〈身体介護〉

- 食事、入浴、排せつの介助
- 衣類の着脱の介助
- 服薬の確認 など

〈生活援助〉

- 住居の掃除 ●洗濯
- 買い物 ●食事の準備、調理
- 薬の受け取り など



自己負担(1割)のめやす

身体介護中心	20分～30分未満	279円
	30分～1時間未満	442円
生活援助中心	20分～45分未満	204円
	45分以上	251円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

通院等乗降介助(1回)

111円

※要支援の方は総合事業(P38～42)参照。

自宅で入浴の介助を受ける

要介護
1～5

要支援
1・2

訪問入浴介護 (介護予防訪問入浴介護)

自宅に浴槽を持ち込んでもらい、入浴の介助を受けます。

自己負担(1割)のめやす【1回あたり】

要介護 1～5

1,444円

要支援 1・2

976円



自宅で看護を受ける

要介護
1～5

要支援
1・2

訪問看護(介護予防訪問看護)

看護師などに訪問してもらい、床ずれの手当てや点滴の管理をしてもらいます。



自己負担(1割)のめやす【30分～1時間未満の場合】

要介護度	病院・ 診療所から	訪問看護 ステーションから
要支援 1・2	631円	906円
要介護 1～5	655円	939円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。



自宅でリハビリをする

要介護
1～5要支援
1・2訪問リハビリテーション
(介護予防訪問リハビリテーション)

リハビリの専門家に訪問してもらい、
自宅でリハビリを受けます。



自己負担(1割)のめやす【1回】

要支援 1・2	331円
要介護 1～5	342円

お医者さんによる療養上の管理や指導を受ける

要介護
1～5要支援
1・2

居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)

医師、歯科医師、薬剤師、
歯科衛生士などに訪問してもらい、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導を受けます。



自己負担(1割)のめやす

【単一建物居住者1人に対して行う場合】

医師の場合(月2回まで)	515円
歯科医師の場合(月2回まで)	517円
医療機関の薬剤師の場合(月2回まで)	566円
歯科衛生士等の場合(月4回まで)	362円

夜間に訪問介護を受ける

要介護
1～5

地域密着型サービス

夜間対応型訪問介護

夜間に定期的な訪問で介護を受けられる「定期巡回」、緊急時など、利用者の求めに応じて介護を受けられる「随時対応」のサービスなどがあります。



自己負担(1割)のめやす

【基本対応の場合】

1か月 1,128円

※要支援の方は利用できません。

24時間対応の訪問介護・訪問看護サービスを受ける

要介護
1～5

地域密着型サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を24時間365日支えるため、週数回の訪問サービスではなく、1日に必要な回数のサービスを日中・夜間を通じて密接に連携をとっている介護職員と看護師により、定期的な訪問を受けられる月額制のサービスです。また、通報や電話などにより、必要な時にオペレーターを介して随時サービスを受けることが可能です。

1か月あたりの自己負担(1割)のめやす
【介護、看護一体型事業所の場合】

要介護度	介護のみ利用	介護と看護を利用	夜間のみ利用	1,128円 (基本対応)
要介護 1	6,209円	9,059円		
要介護 2	11,081円	14,151円		
要介護 3	18,400円	21,601円		
要介護 4	23,276円	26,629円		
要介護 5	28,149円	32,260円		

※要支援の方は利用できません。

①自宅を中心に利用するサービス



施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

施設に通つて利用する

要介護
1～5

通所介護【デイサービス】

通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。



基本のサービスに加えて

- 個々の状態に応じた機能訓練（個別機能訓練）
 - 食事に関する指導など（栄養改善）
 - 口の中の手入れ方法や、咀嚼・飲み込みの訓練法の指導など（口腔機能向上）
- などのメニューを選択して利用できます。
(利用するメニューによって費用が加算されます)

自己負担(1割)のめやす

【通常規模の施設／7～8時間未満の利用の場合】

要介護 1	718円
要介護 2	847円
要介護 3	981円
要介護 4	1,115円
要介護 5	1,252円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

※要支援の方は総合事業（P38～42）参照。

小規模な施設に通って食事や入浴などのサービスを受ける

要介護
1～5

地域密着型サービス

地域密着型通所介護

定員18人以下の小規模な通所介護施設で、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

自己負担(1割)のめやす

【7～8時間未満の利用の場合】

要介護 1	821円
要介護 2	971円
要介護 3	1,125円
要介護 4	1,278円
要介護 5	1,430円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

※要支援の方は総合事業（P38～42）参照。



介護保険

Q & A



ヘルパーさんにはどんなことでも
頼んでいいの？



- 例えは次のような場合は、介護保険の対象にはなりません。
- ◎直接利用者本人の援助に該当しない場合
 - ・利用者以外の方（家族など）の洗濯、調理、買い物、布団干し
 - ・主として利用者が使用する居室以外の掃除
 - ・客の応接、自家用車の洗車
 - ◎日常生活の援助に該当しない行為
 - ・草むしり、花木の水やり、ペットの世話、家具・電気製品の移動や修理
 - ・部屋の模様替え、大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスかけ、室内外の修理、ペンキ塗り
 - ・正月などの特別な手間をかけて作る料理
 - ・冠婚葬祭や外食、カラオケなど、日常生活の範囲を超える趣味・嗜好によるものなど



施設に通つてリハビリをする

要介護
1～5要支援
1・2通所リハビリテーション【デイケア】
(介護予防通所リハビリテーション)

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。

自己負担(1割)のめやす
【通常規模の施設／
7～8時間未満の利用の場合】



要介護 1	846円
要介護 2	1,003円
要介護 3	1,161円
要介護 4	1,349円
要介護 5	1,531円

1か月あたりの
自己負担(1割)のめやす

要支援 1	2,518円
要支援 2	4,693円

※食費、日常生活費は別途負担となります。

認知症の方が施設に通つてサービスを受ける

要介護
1～5要支援
1・2

地域密着型サービス

認知症対応型通所介護
(介護予防認知症対応型通所介護)

認知症と診断された方が食事・入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。



自己負担(1割)のめやす
【7～8時間未満利用した場合】

要支援 1	956円
要支援 2	1,067円
要介護 1	1,104円
要介護 2	1,224円
要介護 3	1,344円
要介護 4	1,464円
要介護 5	1,584円

※食費、日常生活費は別途負担となります。



掃除や洗濯などの家事は、
誰でもヘルパーさんに頼めるの？



ヘルパーさんによる訪問介護の「生活援助」は、サービスを受けなければ日常生活を営むのに支障が生じる方に対して調理・洗濯・掃除などの家事を援助するものです。なお、サービスを利用できる方は次のような場合に限られます。

- ・一人暮らしの方（近隣に家族がいる場合は、生活の実態により判断します）
- ・同居家族などが障害や疾病などの場合や、同様にやむを得ない事情がある方

*介護ヘルパーは「お手伝いさん」「家政婦さん」ではありませんのでご注意ください。



家族が留守の間、利用者が一人になる
が、ヘルパーさんにいてもらうことは
できるの？



特に介助を必要としない単なる見守りをヘルパーに依頼することはできません。具体的な介助に必要な時間が介護保険サービスの対象になります。



①自宅を中心に利用するサービス



自宅で介護を受けている方が一時的に施設に泊まる

短期間施設に泊まる

要介護
1~5

要支援
1・2

短期入所生活介護【ショートステイ】 (介護予防短期入所生活介護)

介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす【併設型の施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要支援 1	501円	501円	588円
要支援 2	623円	623円	729円
要介護 1	670円	670円	782円
要介護 2	746円	746円	857円
要介護 3	827円	827円	941円
要介護 4	905円	905円	1,019円
要介護 5	982円	982円	1,096円

医療の助けが必要な方が一時的に施設に泊まる

要介護
1~5

要支援
1・2

短期入所療養介護【医療型ショートステイ】 (介護予防短期入所療養介護)

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療によるケアや介護、機能訓練などが受けられます。



1日あたりの自己負担(1割)のめやす【介護老人保健施設の場合】

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要支援 1	632円	669円	681円
要支援 2	792円	844円	860円
要介護 1	821円	905円	912円
要介護 2	873円	960円	963円
要介護 3	942円	1,029円	1,034円
要介護 4	1,001円	1,087円	1,094円
要介護 5	1,059円	1,147円	1,151円

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。

※食費、日常生活費、滞在費は別途負担となります。

※連続した利用が30日を超えた場合、31日目からは全額自己負担となります。

居室（部屋のタイプ）について	
従来型個室	リビングスペース（共同生活室）を併設していない個室
多床室	定員2人以上の相部屋
ユニット型個室	リビングスペースを併設している個室
ユニット型個室の多床室	リビングスペースを併設しているが完全な個室ではない部屋

リハビリの専門家ってどんな人？

リハビリの専門家とは「理学療法士」や「作業療法士」「言語聴覚士」をいいます。具体的には次のようなリハビリを行います。

理学療法士:日常生活に必要な基本動作を行う機能を維持・回復するために、運動療法や温熱を使った物理療法などを行います。

作業療法士:日常活動の仕事や遊びなどの動作を通じて心身の機能の回復を図ります。

言語聴覚士:音声・言語・聴覚に障がいのある方に訓練や検査などを行います。



通り・訪問・泊まりなどを組み合わせたサービスを受ける

要介護
1～5

要支援
1・2

地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護 (介護予防小規模多機能型居宅介護)

小規模な住居型の施設への「通り」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。



1か月あたりの自己負担
(1割)のめやす

要支援 1	3,830円
要支援 2	7,739円
要介護 1	11,609円
要介護 2	17,061円
要介護 3	24,819円
要介護 4	27,392円
要介護 5	30,202円

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

通り・訪問・泊まりに看護を組み合わせたサービスを受ける

要介護
1～5

地域密着型サービス

看護小規模多機能型居宅介護 【複合型サービス】

利用者の状況に応じて、小規模な住居型の施設への「通り」、自宅に来てもらう「訪問」(介護と看護)、施設に「泊まる」サービスが柔軟に受けられます。



1か月あたりの自己負担
(1割)のめやす

要介護 1	13,817円
要介護 2	19,331円
要介護 3	27,174円
要介護 4	30,821円
要介護 5	34,863円

※食費、日常生活費、宿泊費は別途負担となります。

※要支援の方は利用できません。



有料老人ホームなどに入居している方がサービスを受ける

要介護
1～5

要支援
1・2

特定施設入居者生活介護 (介護予防特定施設入居者生活介護)

有料老人ホームなどに入所している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練を受けられます。サービスは、施設の職員がサービスを行う包括型(一般型)と、外部の事業者がサービスを提供する外部サービス利用型に区分されます。

※費用は施設の種類やサービスに応じて異なります。
※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

1日あたりの
自己負担(1割)のめやす
【包括型(一般型)】

要支援 1	200円
要支援 2	342円
要介護 1	591円
要介護 2	664円
要介護 3	741円
要介護 4	811円
要介護 5	887円



地域の小規模な有料老人ホームなどでサービスを受ける

要介護
1~5

地域密着型サービス

地域密着型 特定施設入居者生活介護

定員29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームに入居している方が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。 **※要支援の方は利用できません。**



1日あたりの
自己負担(1割)のめやす

要介護 1	596円
要介護 2	670円
要介護 3	747円
要介護 4	818円
要介護 5	894円

認知症の方が施設で共同生活を送る

要介護
1~5要支援
2

地域密着型サービス

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

(介護予防認知症対応型共同生活介護)

認知症と診断された方が共同で生活しながら、食事・入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

※要支援1の方は利用できません。



1日あたりの
自己負担(1割)のめやす
[2ユニットの事業所の場合]

要支援 2	817円
要介護 1	821円
要介護 2	859円
要介護 3	885円
要介護 4	903円
要介護 5	921円

地域の小規模な介護老人福祉施設でサービスを受ける

要介護
3~5

地域密着型サービス

地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事・入浴などの介護や健康管理が受けられます。

※食費、日常生活費、居住費は別途負担となります。

※新規に入所できるのは原則、要介護3以上の方。

※要支援の方は利用できません。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室の多床室
要介護 3	812円	812円	903円
要介護 4	891円	891円	982円
要介護 5	967円	967円	1,059円

有料老人ホームや軽費老人ホームなどのうち「特定施設」(入居者がそこで受ける介護サービスが介護保険の対象となる施設)と指定を受けた施設では「特定施設入居者生活介護」を利用できます。「特定施設入居者生活介護」は入居している居室が自宅とみなされるため、大きくは居宅サービスや地域密着型サービスに分類されます。



②介護保険施設で受けるサービス

下記の介護保険施設に入所して受けるサービスを「施設サービス」と呼びます。介護保険施設は、どのような介護が必要かによって、下記のタイプに分かれています。入所を希望するときは、施設に直接申込みます。必要性の高い方から入所できます。

※施設サービスの費用は、要介護度や施設の体制、部屋のタイプによって異なります。

※居住費、食費、日常生活費は別途負担となります。

(従来型個室、多床室、ユニット型個室の違いについて▶P32参照)

※要支援の方は利用できません。



介護保険施設に移り住む

介護保険制度

生活介護が中心の施設

要介護
3~5

介護老人福祉施設【特別養護老人ホーム】

常に介護が必要で、自宅では介護が困難な方が対象の施設です。食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 3	約 23,937 円	約 23,937 円	約 26,651 円
要介護 4	約 26,226 円	約 26,226 円	約 28,973 円
要介護 5	約 28,482 円	約 28,482 円	約 31,229 円

※新規に入所できるのは原則として、要介護3以上の方。

介護やリハビリが中心の施設

要介護
1~5

介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方が対象の施設です。医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリを受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	約 23,446 円	約 25,932 円	約 26,226 円
要介護 2	約 24,951 円	約 27,567 円	約 27,730 円
要介護 3	約 27,076 円	約 29,692 円	約 29,856 円
要介護 4	約 28,875 円	約 31,425 円	約 31,654 円
要介護 5	約 30,477 円	約 33,093 円	約 33,289 円

長期療養の機能を備えた施設

要介護
1~5

介護医療院

主に長期にわたり療養が必要な方が対象の施設です。医療と介護(日常生活上の世話)が一体的に受けられます。

1か月あたりの施設サービス費(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護 1	約 23,577 円	約 27,240 円	約 27,795 円
要介護 2	約 27,207 円	約 30,837 円	約 31,392 円
要介護 3	約 34,989 円	約 38,652 円	約 39,208 円
要介護 4	約 38,325 円	約 41,955 円	約 42,510 円
要介護 5	約 41,301 円	約 44,963 円	約 45,519 円

※介護療養型医療施設(令和6年3月末に廃止)の転換先として、平成30年4月に創設された施設です。

③生活環境を整えるサービス



自立した生活を送るための福祉用具を借りる

福祉用具貸与(介護予防福祉用具貸与)

次の品目が貸し出しの対象となります。
要介護度によって利用できる用具が異なります。

- = 利用できる。
- ✗ = 原則として利用できない。
- ▲ = 尿のみを吸引するものは利用できる。



要支援1・2	要介護1	要介護2・3	要介護4・5
○	○	○	○
✗	○	○	○
▲	▲	○	○

月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の1~3割を自己負担します。

適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。

適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問点は事業者に相談しましょう。

- 商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに**貸与価格の上限額が設定**されています。※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。
- 事業者には下記①、②が義務付けられています。
① 貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す。
② 貸与する商品の全国平均価格とその事業者の価格を説明する。

一部の福祉用具は貸与と購入を選択できます。(令和6年4月から)

固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、歩行補助つえ(葉づえを除く単点つえおよび多点つえ)については、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。

福祉用具を買う

別途申請が必要です

要介護
1~5

要支援
1・2

特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

購入費支給の対象は、次の品目です。

- 腰掛便座(便座の底上げ部材を含む)
 - 自動排せつ処理装置の交換部品
 - 入浴補助用具(入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等)
 - 簡易浴槽
 - 移動用リフトのつり具の部分
 - 排せつ予測支援機器
 - 歩行器(歩行車を除く)
 - 固定用スロープ
 - 歩行補助つえ(松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ)
- 歩行器(歩行車を除く) 貸与と購入を選択できます。



年間10万円が上限で、その1~3割が自己負担です。費用が10万円かかった場合、1~3万円が自己負担です。(毎年4月1日から1年間)

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。



より安全な生活が送れるように住宅を改修する

別途事前と事後に申請が必要です

要介護
1~5要支援
1・2

居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)

生活環境を整えるための住宅改修に対し、20万円を上限として費用の7～9割が住宅改修費として支給されます。

(費用が20万円かかった場合、自己負担1割の場合2万円、2割の場合4万円、3割の場合6万円が自己負担額です)

●工事の前に保険給付の対象となるかどうかを、ケアマネジャーか市区町村の窓口に相談しましょう。



◎介護保険の対象となる工事の例

- 手すりの取り付け
 - 段差や傾斜の解消
 - 滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更
 - 開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去
 - 和式から洋式への便器の取り替え
 - その他これらの各工事に付帯して必要な工事
- ※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

支給限度額／20万円(原則1回限り)

20万円が上限で、その1～3割が自己負担です。

※1回の改修で20万円を使い切らずに、数回に分けて使うこともできます。

※引っ越しをした場合や要介護度が著しく高くなった場合、再度支給を受けることができます。

手続きの流れ

事前と事後に申請が必要です

【償還払い(後から払い戻される)の場合】

相談

- ケアマネジャーか市区町村の窓口等に相談します。

事前申請

- 工事を始める前に、市区町村の窓口に必要な書類を提出します。

【申請書類の例】

- ・支給申請書
- ・住宅改修が必要な理由書
- ・工事着工前の写真(日付入り)
- ・工事費の見積書(利用者宛のもの) 等

- 市区町村から着工の許可が下りてから着工します。

工事・支払い

- 改修費用を事業所にいったん全額支払います。

事後申請

- 市区町村の窓口に支給申請のための書類を提出します。

【申請書類の例】

- ・改修後の写真(日付入り)
- ・工事費の内訳書
- ・領収書(利用者宛のもの) 等

払い戻し

- 工事が介護保険の対象であると認められた場合、介護保険対象工事代金の7～9割が支給されます。

住宅改修のサービスを受けるには、要介護認定を受けていることが前提となります。また、住宅改修を利用するときには、複数の業者から見積りをとりましょう。

